

令和4年8月5日臨時亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午前 9時02分
閉会 午前10時33分

2 出席委員

神 先 宏 彰 教育長
北 村 真 也 教育長職務代理者
末 永 礼 子 委 員
出 藏 裕 子 委 員
福 嶋 百合子 委 員
陀 安 一 郎 委 員

3 欠席委員

秋 山 伸 夫 委 員

4 出席事務局職員

片 山 久仁彦 教育部長兼文化資料館長事務取扱
岡 田 康 宏 教育総務課長
樋 口 竜 次 社会教育課長
山 崎 浩 久 社会教育課人権教育担当課長
桂 和 裕 学校給食センター所長
谷 仁 志 図書館長
谷 口 正 二 みらい教育リサーチセンター所長
西 田 圭 介 学校教育課副課長兼指導係長事務取扱
阿比留 綾 教育総務課副課長兼総務係長事務取扱

5 傍聴者

なし

6 議事の概要

(1) 開会

○教育長が開会を宣言。

(2) 議 事

議案番号	件 名
第4号議案	亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例の原案決定について

○8月2日開催の臨時教育委員会で継続協議となった、令和6年4月の義務教育学校の設置場所について、今まで説明会の意見として出された児童生徒や保護者の不安を解消し、良好な教育環境を確保するという視点から再検討した結果を教育総務課長が説明した。

令和6年4月から義務教育学校を設置する場所について、事務局において再検討を行った。現在の3小学校1中学校の児童生徒が学ぶという観点から、本梅小学校、青野小学校、育親中学校を開校場所の候補として検討を行った結果、考えた案は次の3案のとおりである。

①現本梅小学校の場所で仮設校舎を建設して義務教育学校を開校する案

②現本梅小学校と現青野小学校の既存校舎を活用し、前期課程の児童と後期課程の生徒を分けて義務教育学校を開校する案

③現育親中学校で既存校舎を活用し義務教育学校を開校する案

いずれの案も現育親中学校の場所に新校舎を整備する必要があるが、①②案については、現在の育親中学校校舎を除却した後に整備、③案については既存校舎を見童生徒が使用するため、グラウンド部分に整備することとなることが考えられる。

○説明を受け、委員から次の意見があった。

陀 安 委 員 現育親中学校の既存校舎を活用して義務教育学校を開校、グラウンド部分に新校舎を建設するという案は、建設に係る技術的な観点から実際に工事が可能なのかといった検討も必要なのではないか。

福 嶋 委 員 現育親中学校の場所で義務教育学校を開校し、グラウンドに新校舎を建設する案では、工事車両の動線と児童生徒の通学や帰宅に係る動線の整理など、その安全対策について十分に検討する必要がある。
また、グラウンドに校舎を建設することでグラウンドが使用できなくなるのであれば、体育の授業や後期課程の生徒の部活動の場所をどこに確保するのか検討も必要である。

出 藏 委 員 先の意見でもあった工事期間中の安全対策に加え、小学生がトイレや手洗いなど既存の中学校設備を使用するということを考慮した対策も必要である。

育親学園という校名候補案が決定したことを受け、その経過にあった児童生徒の想いや説明会での保護者意見を汲み、義務教育学校として開校する場所を再検討した結果、現在の育親中学校の場所で開校する案に良い面があることは理解するが、解決を図るべき課題も多くあると考える。

末 永 委 員

義務教育学校として開校するにあたり、9年間を見通したより良い教育体制を構築していくうえでは、前期課程の児童、後期課程の生徒が同じ校舎でスタートすることが条件としては外せないと思う。現本梅小学校や現青野小学校で分かれて学びを開始するより、現育親中学校の場所で開校するという方向性は良い。ただし、工事期間中に係る安全確保は最優先の検討事項とする必要がある。その安全確保に関して教職員の負担を考えると、心配な要素があるのも事実であり、慎重に検討しなければならない。

北村職務代理者

現育親中学校の場所であるということであれば、先の意見でもあったようにグラウンドに新校舎を建設することが技術的に可能なのかという検証、工事期間中の児童生徒の安全の確保など、その他色々な問題の解決策が示されなければ、検討案についての判断ができない。令和6年4月開校を目指すには時間的な制約があることも理解するが、だからこそ慎重に考えていくべきだ。本梅小学校で仮設校舎を建設し、義務教育学校を開校する案、本梅小学校と青野小学校の既存校舎を活用し、前期課程の児童と後期課程の生徒を分けて義務教育学校を開校する案、現育親中学校で既存校舎を活用し義務教育学校を開校する案のいずれを検討するにも、もう少し情報が必要である。

特に現育親中学校で既存校舎を活用し義務教育学校を開校する案については児童生徒の安全確保が大切で、工事車両や重機が出入りする動線と児童生徒の動線をどのように確保するのか。また、工事期間中の騒音への対策などをどのようにするのかなどの説明をいただかなければ、現段階で結論を出すのは困難である。

教 育 長

事務局から出された再検討案について、いずれの案について検討するにしても、事務局の説明、検討材料が不十分であるため、結論が出せないということとする。

岡田教育総務課長

委員の皆さま方への十分な説明、検討材料を提示したいと考えるため、8月8日に改めて再協議をお願いし

たい。

第4号議案に関する再検討事項については継続協議となった。

(3) その他

○オンラインで参加した福嶋百合子委員及び陀安一郎委員については、
亀岡市教育委員会会議規則に基づき出席したものとみなす。

(4) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上